

国有林の間伐事業（平成 23 年度開始分）の事業評価（案）の概要

1. 業務内容及び事業期間

（１）業務内容

健全な森林の造成に向けた間伐、壊れにくく耐久性のある路網と林業機械等を合理的に組み合わせた作業システムによる間伐材の搬出等の実施。

（２）事業期間

全国 9 事業箇所において平成 23 年 4 月以降、同年度中に契約を締結した日を始期とし、平成 25 年度中において契約を完了する日を終期とする 2 年を超える期間。

2. 実施状況に関する評価

「事業全体の企画立案及び進行管理等」については、予定面積及び予定生産量を下回った事業箇所はあるものの、全体としては概ね計画通りに業務が行われている。

また、「間伐」についても、全ての事業箇所において指定された伐採率等が遵守されており、著しい残存木の損傷は生じておらず、「路網整備」についても作業システムに応じた路線計画、路線開設がなされ、業務は適切に実施されていることから、概ね確保されるべき対象公共サービスの質は確保されたものと評価できる。

3. 実施経費に関する評価

複数年事業のため、別に民間委託により実施している単年度事業の間伐事業に比べ、間接費の縮減等により一定の削減効果があったものと評価できる。

4. 今後の事業について

確保されるべき対象公共サービスの質として設定された 3 事項については、全体としては概ね適切に業務が行われていると評価できる。

本事業は事業規模が大きいことから、一部の事業者において、新規雇用や高性能林業機械の導入等の設備投資も見受けられ、林業事業体の経営基盤の強化にも資する側面が伺われており、費用面においても間接費の縮減

等から民間競争入札を導入した一定の効果はあったものと考えられる。

このため、次期事業においても引き続き民間競争入札を実施することが適当であると考えられる。実施に当たっては、アンケート調査結果等を踏まえ、入札時期の早期化を検討し、応札者数の拡大に向けた更なる取組を行う必要がある。

以上